

「おかやま有機無農薬農産物」 取扱店指定制度の御案内

「おかやま



岡山県では、より多くの皆様に「おかやま有機無農薬農産物」を味わっていただくため、取扱店(販売店、料理提供店)の指定を行っています。

※取扱店の状況:販売店 115店、料理提供店 19店
(令和3年4月現在)

おかやま 有機無農薬農産物とは

有機JAS規格に加えて、更に厳しい化学肥料や農薬(天敵を除く)を一切使わない“岡山県独自の基準”を満たした栽培方法で生産された農産物



「おかやま有機無農薬農産物」には、このマークが貼付されています。

指定店に対して

看板(販売店向け)や、料理提供店
プレート



看板(販売店向け)



料理提供店プレート



①取扱店の指定要件

販売店

- 1 「おかやま有機無農薬農産物（以下『おかやま有機』という。）」の**産地育成に熱意と理解が深い**こと。
- 2 「おかやま有機」の**販売に積極的**であり、かつ、**年間を通じて一定量の販売があるか、又は販売が確実**であると見込まれること。
- 3 一般の農産物と区分して、「おかやま有機」の**販売コーナーを設置**すること。
- 4 「おかやま有機」の**PRに努める**こと。

②取扱店の指定要件



料理提供店

- 1 「おかやま有機」の**産地育成に熱意と理解が深い**こと。
- 2 「おかやま有機」の**料理提供に積極的**であり、かつ、**年間を通じて「おかやま有機」を使った料理を提供できる**こと。
- 3 「おかやま有機」の産地、食材等の情報をメニュー等に記載して**消費者へのPRに努める**こと。
- 4 「おかやま有機」の生産者との結びつきがあり、**生産者からの推薦**が得られること。



取扱店の指定を受けるためには

「おかやま有機」取扱い店指定申請書により、取扱い店毎にその代表者が、**取扱い店の属する地域を所管する県民局長又はその取扱い店に出荷する「おかやま有機」の生産者(生産集団)が所属する県民局長**を経由して、知事に申請する。



※詳細については、

県農産課HP (<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-56971.html>) の「**取扱い店についての詳細・申請様式等**」を御参照ください。



申請書の提出先・各種お問合せ先

- 備前県民局農林水産部農畜産物生産課農産班
TEL：086-233-9827 FAX：086-232-5532
 - 備中県民局農林水産部農畜産物生産課農産班
TEL：086-434-7032 FAX：086-425-4921
 - 美作県民局農林水産部農畜産物生産課農産班
TEL：0868-23-1305 FAX：0868-24-4962
- 
- 